

# 酪農・畜産(牛)農家の皆様へ！！

九州農政局消費・安全部安全管理課

牛肉トレーサビリティ法は、平成15年12月1日から生産段階が施行され、平成16年12月1日から流通段階(枝肉～精肉)がスタートしました。

現在報告頂いているデータの中で、特にエラーの要因となっている以下の事項について 再度お願いします。

## 出生報告を確実に！

報告される前に個体識別番号をもう一度確認して下さい。



## 転出日・転入日にご注意を！

家畜商の仲介等で直接農家間で取引される場合  
転出日より転入日が前日になりエラーとなる事例が多くみられます。  
報告の際は、月日に十分ご注意下さい。

出生報告カード

農家コード	01000
個体識別番号	3001
生年月日	01/01/01
性別	♂
日牛個体識別番号	01000

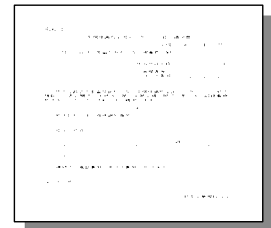
種別  
1. 乳用種(乳用) 2. ジャージー種 3. 肉用種(肉用種・乳肉種)  
4. 兼用種 5. 雑種 6. 日牛種 7. 雑種  
8. 兼用種(兼用種) 9. 肉用種(肉用種) 10. 肉用種(兼用種)  
11. 肉用種(兼用種)  
12. 乳肉種(乳肉種)

報告を団体をお願いされている場合には、その牛の情報を団体に連絡して下さい。

## 報告の誤りに気づいたら！

一度報告した内容に誤りがあることに気づいたら？  
『データベース修正請求書』で訂正して下さい。

もう一度報告されても修正(上書)は、されません。



## と畜場に出荷される時は！

「転出日」は、実際に牛が出荷された日付けを報告して下さい。  
乳用種の経産牛を出荷される場合にも、報告は「転出」となります。



## インターネットを使われる農家の方は、ネットでの報告を検討して下さい。

ファックスの場合読み取りが不鮮明なためエラーとなるケースもあります。  
アドレス <https://www.id.nlbc.go.jp>



制度に関するお問合せは  
農林水産省  
九州農政局消費・安全部安全管理課  
096-353-3561(4535)

御協力よろしく申し上げます。